

熊本市立特別支援学校学則の制定について

熊本市立特別支援学校学則を次のように制定したいので議決を求める。

熊本市教育長 岡 昭 二

熊本市立特別支援学校学則

(特別支援学校の目的)

第1条 熊本市立特別支援学校(以下「特別支援学校」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)学校教育法(昭和22年法律第26号)その他教育に関する法令に基づき、知的障害者に対して、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

(特別支援学校の名称等及び特別支援学校が主として行う教育)

第2条 特別支援学校の名称、部、学科、修業年限及び収容定員の標準並びに特別支援学校が主として行う教育は、次の表のとおりとする。

名称	部	学科	修業 年限	収容定員の標準		主として 行う教育
熊本市立 平成さくら 支援学校	高等部	普通科	3年	平成29年度	24人	知的障害 者に対す る教育
				平成30年度	48人	
				平成31年度以降	72人	

(職員組織)

第3条 特別支援学校に、校長、教頭、教諭、事務職員その他必要な職員を置く。

2 前項に規定するもののほか、職員組織については、熊本市立特別支援学校の管理運営に関する規則(平成28年教委規則第 号。以下「管理運営規則」という。)に定めるところによる。

(学年、学期及び休業日)

第 4 条 学年、学期及び休業日については、管理運営規則に定めるところによる。

(臨時休業)

第 5 条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

(授業日と休業日の振替)

第 6 条 授業日と休業日の振替については、管理運営規則に定めるところによる。

(教育課程の編成)

第 7 条 教育課程の編成については、管理運営規則に定めるところによる。

(学習の評価)

第 8 条 生徒の学習の評価については、特別支援学校高等部学習指導要領(平成 21 年文部科学省告示第 37 号)に示されている教科、科目及び自立活動の目標並びに総合的な学習の時間のねらいを基準として、校長が定める。

(課程の修了の認定)

第 9 条 校長は、各教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間を履修した生徒で、その成果がそれらの目標(総合的な学習の時間については、ねらい)からみて満足できると認められるものについて、高等部の全課程の修了を認定するものとする。

(卒業証書の授与)

第 10 条 校長は、前条の規定により修了を認定した生徒に対して卒業証書(様式第 1 号)を授与する。

(通学区域)

第 11 条 特別支援学校の通学区域は、熊本市とする。

2 前項の通学区域は、保護者の生活の本拠をもって定めるものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、校長は、必要があると認めるときは、同項の通学区域に関する特例を設けることができる。

(入学志願の手續及び入学者の選抜)

第 12 条 入学志願の手續及び入学者の選抜に関し必要な事項は、熊本市教育委員会が別に定めるところによる。

(入学の許可)

第13条 校長は、選抜に基づいて入学志願者に対して入学を許可する。

(入学手続)

第14条 入学を許可された者は、校長の定める日までに保護者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条の保護者をいう。以下同じ。)及び保証人が連署した誓約書(様式第2号)その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

(保証人)

第15条 保証人は、熊本市又は近隣の市町村に居住し、独立の生計を営む成年者で、特別支援学校に対して生徒に関する一切の責任を負うことができるものでなければならない。

- 2 生徒、保護者又は保証人は、保護者若しくは保証人が死亡し、若しくは保証人が前項に規定する要件を欠くに至ったとき、又は誓約書の記載事項に変更があったときは、速やかに校長に届け出なければならない。

(退学)

第16条 退学しようとする生徒は、その事由を明記し、保護者連署の上、校長に願い出なければならない。

- 2 校長は、その事由を適当と認めるときは、退学を許可するものとする。

(転出又は転入について)

第17条 転出又は転入しようとする生徒は、その事由を明記し、保護者連署の上、校長に願い出なければならない。

- 2 転出しようとする生徒があるときは、校長は、その事由を明記し、生徒の在学証明書その他必要な書類を転出先の校長に送付するものとする。
- 3 転入しようとする生徒があるときは、校長は、転入を適当と認め、かつ、教育上支障がない場合には、相当学年に転入を許可することができる。
- 4 前項の規定により転入を許可された者については第14条の規定を準用する。

(留学)

第18条 外国の高等学校又は特別支援学校(以下「外国の高等学校等」という。)に留学しようとする生徒は、保護者連署の上、校長に願い出なければならない。

- 2 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が外国の高等学校等に留学することを許可することができる。

3 校長は、前項の規定により留学することを許可された生徒について、外国の高等学校等における履修を高等部における履修として認定することができる。

4 校長は、前項の規定による認定に係る生徒について、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(編入学)

第19条 第1学年の途中に入学しようとする者は、入学願その他必要な書類を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の入学しようとする者について、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合には、入学を許可することができる。

3 前項の規定により入学を許可された者については、第14条の規定を準用する。

(休学)

第20条 病気その他やむを得ない事由により1月以上就学することができない生徒は、その事由及び期間を明記し、保護者連署の上、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。

2 校長は、その事由を適当と認めるときは、休学を許可するものとする。

3 休学の期間は、1月以上1年以内とする。ただし、校長が特に必要と認めるときは、休学の期間を満2年まで延長することができる。

4 校長は、休学の期間を満了し、なお復学できない生徒については、除籍するものとする。

(復学)

第21条 休学中の生徒が復学しようとするときは、その事情及び期日を明記し、保護者連署の上、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添えて、校長に復学を願い出なければならない。

2 校長は、休学の事由が消滅したと認めるときは、相当学年に復学を許可するものとする。

(授業料等)

第22条 授業料、入学料及び入学考査手数料等の徴収については、熊本市立特別支援学校条例(平成27年条例第18号)に定めるところによる。

(表彰)

第23条 校長は、生徒の本分を守り他の模範となる生徒又は特に賞賛に値する行為が

あった生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第 2 4 条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。

2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告は、校長が行う。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席常でない者

(3) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

(委任)

第 2 5 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附 則

1 この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

割印	卒業証書		
第 号	熊本市立	学校長	氏名
したことを証する			
本校の課程を修了			
氏名			
年 月 日生			
年 月 日生			

備考 本校で履修した部、学科名を記載する。

様式第2号（第14条関係）

誓 約 書						
<p>このたび貴校へ入学を許可されました上は、生徒としての本分に反しないことを誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">生徒氏名 印</p> <p>本人に関する一切の責任は、保護者及び保証人において引き受けます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">保護者氏名 印</p> <p style="text-align: right;">保証人氏名 印</p> <p>熊本市立 学校長（宛）</p>						
生徒	ふりがな		性別		生年月日	年 月 日
	氏名					
	現住所					
保護者	ふりがな		性別		生年月日	年 月 日
	氏名					
	現住所					
	生徒との関係				電話番号	
保証人	ふりがな		性別		生年月日	年 月 日
	氏名					
	現住所					
	生徒との関係				電話番号	

備考 1 生徒が成年者である場合は、保護者欄の記載を要しない。
 2 保証人は、両親以外の者であること。

（提出の理由）

熊本市立特別支援学校学則を制定するにあたり、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教委規則第6号）第1条第8号に基づき、議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。